

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 24 年 5 月 23 日 (水) 号外第 53 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示 農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (373) (経営支援課) 2

告 示

鳥取県告示第373号

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成24年 5 月 23 日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第 2 号）第 4 条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成24年 5 月 23 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改 正 後	改 正 前																						
<p>1 略</p> <p>2 規則第 3 条第 2 項の利子補給率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="width: 30%;">上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が 7 年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.25パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.25パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が 7 年を超え 8 年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.275パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が 8 年を超え 10 年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.325パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が 10 年を超え 11 年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.375パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が 11 年</td> <td style="text-align: center;">年0.425パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が 7 年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.25パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.25パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が 7 年を超え 8 年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.275パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が 8 年を超え 10 年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.325パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が 10 年を超え 11 年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.375パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が 11 年	年0.425パーセント	<p>1 略</p> <p>2 規則第 3 条第 2 項の利子補給率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="width: 30%;">上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が 7 年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.3パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.3パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が 7 年を超え 8 年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.325パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が 8 年を超え 9 年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.375パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が 9 年</td> <td style="text-align: center;">年0.425パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が 7 年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.3パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.3パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が 7 年を超え 8 年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.325パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が 8 年を超え 9 年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.375パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が 9 年	年0.425パーセント
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率																						
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が 7 年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.25パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.25パーセント																						
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が 7 年を超え 8 年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.275パーセント																						
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が 8 年を超え 10 年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.325パーセント																						
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が 10 年を超え 11 年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.375パーセント																						
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が 11 年	年0.425パーセント																						
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率																						
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が 7 年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.3パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.3パーセント																						
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が 7 年を超え 8 年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.325パーセント																						
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が 8 年を超え 9 年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.375パーセント																						
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が 9 年	年0.425パーセント																						

を <u>12</u> 年以内であるものに限る。) のうち市町村が年 0.425 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの		を <u>10</u> 年以内であるものに限る。) のうち市町村が年 0.425 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金 (償還期限が <u>12</u> 年を超え <u>14</u> 年以内であるものに限る。) のうち市町村が年 0.475 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.475 パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金 (償還期限が <u>10</u> 年を超え <u>12</u> 年以内であるものに限る。) のうち市町村が年 0.475 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.475 パーセント
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金 (償還期限が <u>14</u> 年を超え <u>15</u> 年以内であるものに限る。) のうち市町村が年 0.525 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.525 パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金 (償還期限が <u>12</u> 年を超え <u>13</u> 年以内であるものに限る。) のうち市町村が年 0.525 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.525 パーセント
		規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金 (償還期限が <u>13</u> 年を超え <u>14</u> 年以内であるものに限る。) のうち市町村が年 0.575 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.575 パーセント
		規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金 (償還期限が <u>14</u> 年を超え <u>15</u> 年以内であるものに限る。) のうち市町村が年 0.625 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.625 パーセント
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金のうち市町村が <u>年 0.6 パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	<u>年 0.6 パーセント</u>	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金のうち市町村が <u>年 0.7 パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	<u>年 0.7 パーセント</u>

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。